

平成 2 7 年第 2 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 7 年 2 月 2 7 日)

召集年月日 平成27年2月27日（金）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成27年2月27日 午後4時01分

閉会 平成27年2月27日 午後4時45分

出席委員（20名）

1番	山本 修	3番	小原好一	4番	西 忠彦（会長）
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	小川宗一	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
16番	猿橋 巧	17番	小間美也子	18番	吉岡靖夫
19番	藤原義隆	20番	小畑信幸		
21番	田中 廣（職務代理）	22番	大下利男		

欠席委員（2名）

13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
-----	-------	-----	------

出席事務局

事務局長	反田志郎	次長	奥 治房	書記	竹浦千鶴
------	------	----	------	----	------

提出議案

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について

報告第2号 事業計画書について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、13番山下委員、15番粟谷委員の2名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案と報告1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成27年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

先日、田中代理とともに、元気な「ふくい農業」推進大会に出席してきました。NHKの解説員の合瀬宏毅さんの基調講演があり、農業は成長産業であり、6次産業化を進めることで、海外へ輸出していくことで活路を見出していけるんだという、明るい未来のお話を聞いて参りましたが、実際やってみようと思っても、おおい町では無理かなと。

それでは、本日上程の3議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、20名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、18番 吉岡委員さんと19番 藤原委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について、を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長

はい、議長。

議案第2号は、〇〇町の〇〇〇〇さんが、妻の実家近くに新居を構えるという事で、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地を転用し、住宅を建築するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記

はい、議長

(議案第2号資料説明)

議案資料3頁をご覧ください。申請地左側の〇〇〇〇番地と申請地は、元は一筆になっておりまして、この転用申請に合わせて分筆されています。

申請地の一部が現在、現状写真のとおり、県小浜土木事務所の「急傾斜地崩壊対策工事」のため、農地を鉄板で養生し、施工業者の仮事務所と駐車場となっております。工事期間が平成〇〇年〇月〇〇日まで、使用期間が〇月末までとして、〇〇年〇〇月から所有〇〇氏と〇〇〇〇〇との賃貸契約により一時転用となっております。

この一時転用につきましては、県が所有者と契約する場合は転用許可は不要ですが、施工業者と所有者との使用契約でございますので、一時転用の許可が必要となりますが、今回の〇〇氏の転用申請により発覚したものでございまして、追認案件となりますが、〇〇〇〇〇へ一時転用の許可申請を指導しておりますので、来月の委員会案件とさせていただきます。

〇〇申請人の転用工事開始予定は平成〇〇年〇月からとなっておりますので、転用許可後の施行には問題ございません。

また、〇〇〇〇の一部が平成〇〇年〇月末までの予定で、県の工事用仮設道路として盛土され、砂利道の進入路となっておりますが、こちらは県と所有者の契約による一時転用でありますので、転用許可は不要となります。

〇〇氏の転用申請地への侵入につきまして、資料4頁の差し替えをお願いいたします。

住宅の間取り、面積などは変更ございませんが、住宅の向きが180度逆になり、北川が玄関となります。

当初は、申請地南側の佐分利川堤防の町道から入りたいとのことで、町道の高さまで嵩上げし、敷地が堤防と接続することで、佐分利川堤防の管理者、県小浜土木事務所の占用許可が必要となり、また、議案資料7頁のとおり、町道と申請地の間には〇〇〇〇、おおい町所有の畑がございまして、現況は道路用用水路でございます。嵩上げの際には、この用水路に養生し、その上に盛土を

し、嵩上げの部分に、町道用の側溝を付けることで、町道及び用水路につきましては役場建設課の許可を受けるよう、申請者へ指導し、各部署へ許可手続きをされておりましたが、県の堤防の許可が難しいとのことで、本日お配りしました配置図のとおり、住宅を申請地の中心に置き、申請地北川の町道より侵入することとなりました。

それに伴い、町道と申請地の間には、農業用水路がございますので、管理部署の役場地籍整備課へ占用許可の手続き中でございます。

なお、県への進達の際には、占用申請書を管理者が受領したものの写しが転用申請の添付書類として必要となり、県の転用許可は、この占用許可等が下りることも条件となります。

この申請の許可基準につきましては、申請地は、第2種農地（その他の農地）の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、譲受人の希望の土地が申請地以外になく、代替地がないことから、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

藤原委員 はい、議長

藤原委員 本案の現地につきましては、20日の午前中、山本委員と事務局2名と現地を確認してまいりました。
申請地は、先ほど事務局が申しましたとおりの現状でございます。

譲受人は、同じ〇〇区の〇〇〇〇氏の娘の夫となる方として、〇〇家の敷地内には新居を建てる場所はありませんし、〇〇区は3つの組に分かれておりました。実家と同じ組の中で、実家のそばではなく実家にほど近い所で日当たりが良く、町の上下水道が通っている場所を探したところ、申請地以外に譲り受けられる土地がなかったとのことでした。

外から若い世帯が入ることは人口増加や活性化に繋がりますし、他に適した土地がないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第2号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第3号は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇氏所有の農地に、おおい町〇〇の〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇の工事を請けた〇〇の〇〇〇〇と土地所有者との仲介として、事務所及び作業員用宿舎とそれに伴います露天駐車場の用地を確保し、施設を整備するため転用し、〇〇氏との賃借権を設定するものであります。
こちらの案件につきましては、先の平成26年第11回農業委員会でご審議をいただきました農地の残りの部分全ての転用となります。
昨日撮影しました直近の現状写真もお配りしておりますので、合わせてご覧ください。
それでは、詳細について、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長

(議案第3号資料説明)

申請地は、議案資料10頁のとおり、黄色部分約〇〇〇〇㎡が平成23年11月に転用許可を受け、青色部分約〇〇〇〇㎡が平成26年12月に転用許可を受けた場所でございます。この2件の使用者は〇〇〇〇〇でございます。

今回の申請は、〇〇〇が事務所及び従業員宿舎、駐車場を整備し、また貸し先の〇〇〇〇へ〇年間ののち、自動契約更新により賃借するものでございます。

先日20日に農地委員の方々と現場確認に出向いた際は申請地のほとんどの砂利が敷かれ、土の部分も固められておりましたので、畑の状態に戻すよう、申請代理人の行政書士へ口頭にて指導し、現況を畑の状態に復旧がされない場合は不許可となることを伝えております。

その後、一昨日と昨日で砂利がどけられ、土をほぐす作業がされまして、現在は本日お配りしました写真のと通りの現状となっています。

なお、この申請地は2筆一体で2,000㎡を超えますので、県の農業員会の現地確認の対象案件となります。

この申請が許可となる場合の基準につきましては、過去の許可基準と同様、第3種農地の要件であるおおむね300m以内に町役場が存する公共的施設の整備の範囲に該当し、申請地から約300mの所におおい町役場があることが許可基準となります。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

藤原委員 　　はい、議長

藤原委員 　　本案の現地につきましても、20日の午前中、山本委員、事務局2名と現地を確認してまいりました。

申請地は、20日の時点では、写真と事務局の説明のとおりでございましたので、現状の違反転用状態では転用許可は認められないと判断しまして、事務局に申請者への指導を任せました。

本日までの申請者の改善により、作付けはされていないものの、畑として利用できる状態であると思われま

す。転用の判断につきましては、もとは、申請地に海水が染み込み、稲作が難しいため、農地変換届により畑に変換されましたが、畑として一度も利用されることなく、全ての部分が転用されることは残念ではありますが、申請内容につきましては妥当であり、やむを得ないと思われま

議長 　　事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 　　平成26年11月に、なぜ今回と合わせて転用しなかったのか。

期間はいつまでか。

写真はついているが、本当に畑なのか。

書記 　　前回と今回では申請者と目的が違う

契約期間は5年の後の自動継続更新となっていますが、賃貸契約書の添付は農業委員会の必要事項ではありません。今回の転用は一時転用ではなく永久的になります。

現地を事務局 2 人で確認してきまして、畑と判断しました。

議 長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。
 では、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、
 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及
 び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を
 付して県へ進達するものと決定します。

(議長交代)

会 長 日程 4 に入ります前に、私の案件がありますので、お
 おい町農業委員会会議規則第 10 条（議事参与の制限）の規
 定により、一時、席を外すこととなりますので、会長代理
 の 21 番田中委員に議長をお願いしたいと思います。田中
 代理、お願いいたします。

(会長退席)

田中議長 西会長の議事参与の制限から、臨時議長を務めさせて
 いただきます。

議 長 日程 4 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第
 1 項の規定による農用地利用集積計画審議について を議
 題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められ
 たものであります。
 それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 議案第 4 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づ
 く利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同
 意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に
 説明させます。

次 長 はい、議長

(議案朗読)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の
規定による農用地利用集積計画審議について説明させて
いただきます。

14 ページをご覧ください。

いずれも始期は、平成 27 年 3 月 1 日からとなり、すべ

て新規設定で5件の7, 582㎡となります。

期間もすべて同じく、平成30年12月末までの3年と9か月を終期に設定されております。

権利の種類別には、賃借権によるものが、3件、4,561㎡使用貸借によるものは、2件、3,021㎡であります。

借受地、借受人につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれの方も、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

藤原委員 　　はい、議長

藤原委員 　　本案の現地につきましても、20日の午前、山本委員と私と事務局2名で現地を確認してまいりました。

農用地利用集積計画は、新規設定5筆で、いずれも問題になる点はありませんでした。

今回の申請地の中には、新規就農者の〇〇さんが、経営規模拡大のため集積を進められました。集積された農地は、約半分が休耕扱いであったことから、農地の有効利用が図られることは、大変喜ばしいことであります。

今後とも、この制度を有効活用し、地域の担い手に農地を集めていくことを後押ししていく必要があると感じましたことを含め、報告に代えさせていただきます。

議長 　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 　　期間が3年とあるが、資料では3年を超えている。

次 長 　　3年9か月と8か月なので、4年未満で3年としています。

中川委員 　　県の間接機構の対象となるのか。
おおい町で対象はあるのか。

次 長 　　県の農地中間管理事業の対象ではありません。おおい町では0件です。

人・農地プランが出来ている集落が対象で、集落全体で取り組むと、離農で最高70万もらえるが、おおい町ではそこまで進んでいません。

名田庄では〇〇〇〇が集積していて、対象ではありません。

おおい町は、基盤法と中間機構を併用していくことになります。

議長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。
では、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。
これにて、議案第4号の審議が終了しましたので、西会長の入室の準備をお願いするとともに、議長を後退します。

(会長入室)

西議長 それでは、改めまして、議事を再開します。

議長 報告案件がございます。報告第2号事業計画書について事務局から説明をお願いします。

次長 (議案朗読)

議案書に記載のある通り、高浜町音海地係で施工中の「原子力災害制圧道路」工事で発生する工事用残土をおおい町川上の農地に仮置きし、おおい町川上で予定の県道改良工事用盛土として利用するため、一時転用するものであります。なお、工期は、平成27年2月から平成29年12月末までの2年と10月を予定しておりますが、

今回の措置は、先月と同様、国または県が行う道路工事に伴うもので、許可不要案件とされておりますが、残土置き場については、優良農地を避け、一時転用であるなどの条件を付して転用が認められるものであります。

以上、事業計画の報告とさせていただきます。

議長 事務局からの説明と報告がありました。何かご意見、ご質問ございませんか。

- 中川委員 県の堤防の高さを超えるのか。
- 次 長 5 m積むので超えます。
- 議 長 他にございませんか。
それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
- 議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。
- 議 長 それではこれで、平成27年第2回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。